

「神奈川県建築基準法施行細則の一部改正（案）」に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

1 意見募集期間

令和7年2月7日（金曜日）から令和7年3月8日（土曜日）

2 意見募集結果

(1) 意見提出件数 1件（意見提出者数 1名）

(2) 意見区分

意見区分	延べ件数
1 改正内容に関する意見	—
2 その他	1件
合 計	1件

(3) 意見の反映状況

反映区分	延べ件数
A 規則に反映させたもの	—
B 意見の趣旨がすでに規則に盛り込まれているもの	—
C 今後の取組において参考にするもの	—
D 規則に反映できないもの	—
E その他	1件
合 計	1件

番号	意見区分	意見要旨	対応区分	県の考え方
1	2	<p>木材利用の建築物を普及拡大する為に、木材のCO2吸収に関するCO2吸収換算係数および算出方法などの評価方法を算出根拠となる数値を整備していただきたいです。</p>	E	<p>神奈川県建築基準条例及び神奈川県建築基準法施行細則は、建築基準法に基づき、限定的に必要な制限を定めることができる規定であるため、いただいたご意見の整備はできませんが、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、法及び条例の適格な施行に努めてまいります。</p>